

## は し が き

本書は、13か国・15拠点（2023年7月時点）を有するTNYグループのうちTNY LEGAL MEXICO S.A.DE C.V.の業務を行っている弁護士らにより、現地メンバーの協力も得ながら、実際にメキシコ法務を取り扱う経験を通じて得た知見を活かし、ビジネスに関する法制度及び実務上の留意点等について概説したものです。

メキシコは、2022年10月時点で約1,300社の日系企業が進出しており、中南米地域において最も有望な投資先となっています。メキシコの最大の魅力は太平洋と大西洋の両方に面し、世界最大の経済大国である米国と国境を接しているという、地理的優位性があげられます。また、メキシコはUSMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）やCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）等の広範な経済連携ネットワークを構築し、50か国以上とFTAを締結しています。また、メキシコには、リチウムや金、銀、銅など製造業に欠かせない鉱物資源が豊富に存在しています。さらに、1億人を超える人口を有し、その半分以上が30歳未満という若年層で今後もさらに成長が見込まれます。そのため、今後も安定して日本企業の進出先となると考えられます。

しかし、メキシコは言語がスペイン語であり、かつ、文化も日本やアジアの国々と異なる面が多く存在します。また、会社法や労働法等の基本となる法令の内容も日本と異なる制度が多数存在します。さらに、メキシコの弁護士資格は日本と異なり司法試験等の試験を経ずに取得できることから、能力差が大きく、現地弁護士に法令の詳細について質問してもわからないこともあります。メキシコ法務について日本語で詳述する書籍はほぼ存在せず、多くの日系企業の法務担当者からメキシコの法制度への対応に苦勞したとの声を聞きます。

われわれは、2019年5月に日本人弁護士として初めて法務サービス会社（TNY LEGAL MEXICO S.A.DE C.V.）をメキシコシティに設立し、現地に日本人を常駐させ、メキシコ人弁護士と共に現地日系企業の法務問題を数多く取り扱ってきました。このように、実際にメキシコに拠点を有し、多数のメ

キシコ法務案件を取り扱った経験を活かし、メキシコの法律のうち、民間企業のニーズの高い分野についてこれまで集積した情報を一冊の本にまとめることにより、日本企業のメキシコ進出やメキシコでの企業活動の一助となり、日本とメキシコとの架け橋になればと思いついて本書を出版するに至りました。

本書の特徴としては、まず、メキシコでビジネスを行ううえで把握すべき法律（会社法、労働法、個人情報保護法、知的財産法など）を近年の改正法を踏まえて網羅的に説明しています。そして、すべての会社に影響する会社法および労働法は詳細に解説を記載しており、その中でも特に問題が生じる可能性が高い場面（労働時間の定義など）は、単に条文の記載だけで終わることなく裁判例を踏まえて説明しています。

また、外資規制や事業を始めるにあたり必要となる許認可等のライセンス、注意すべき公式規格（NOM：Norma Oficial Mexicana）など新しくメキシコに進出する際の留意点や進出方法についても詳細に記載しています。

さらに、本書では、事業参入と外資規制という項目を設け、新規に進出する際に確認が重要な外資規制についても解説しています。これにより、これからメキシコで新規事業を始めようとする場合に、メキシコでの新規事業の容易性や可能性などを予測することができます。

本書は、企業の経営者や法務担当者、これらの方々に助言をする立場にある各種の専門家・実務家、さらにはメキシコに関心ある方などを読者として想定しています。TNYグループでは、本書についてのご批判を含めて、メキシコ法務に関するご意見を広く募集しております。また、全国各地、あるいはオンラインでの各種セミナーのご依頼も積極的に受け付けております。下記までお気軽にお問い合わせください。

TNYグループ

Email: [info@tnygroup.biz](mailto:info@tnygroup.biz)

<http://www.tnygroup.biz/>

最後になりますが、本書の出版にあたっては、株式会社民事法研究会編集部・南伸太郎氏に、編集・校正の全般にわたって大変細やかなご指導をいただきました。本書でわかりづらい点があれば筆者一同の責任ですが、読みや

はしがき

すい点があるとすれば同氏のおかげです。ここに記して謝意を表します。

2023年8月

執筆者一同

# 第1 はじめに

メキシコに進出するための形態として、直接的な進出形態である①現地法人の設立、②M&Aによる現地法人の買収、③外国法人の支店の設立、④駐在員事務所の設立、および、間接的な進出形態である⑤契約による進出（フランチャイズ契約、販売店契約、代理店契約）がある。

## 第2 現地法人の設立

### 1 概論

会社設立方法については、商事会社一般法（Ley General de Sociedades Mercantiles。以下、「会社法」という）において規定されている。支店・駐在員事務所の場合と異なり、現地法人は、メキシコにおいて独立した権利義務の主体となりうる。

### 2 会社の形態

#### (1) 会社法上の法人

会社法に基づいて設立される会社の形態は、以下のとおりである。

- ① 合名会社（Sociedad en Nombre Colectivo）
  - ② 合資会社（Sociedad en Comandita Simple）
  - ③ 合同会社（Sociedad de Responsabilidad Limitadaまたはその略称であるS. de R.L.）
  - ④ 株式会社（Sociedad Anónimaまたはその略称であるS.A.）
  - ⑤ 株式合資会社（Sociedad en Comandita por Acciones）
  - ⑥ 協同組合（Sociedad Cooperativa）
  - ⑦ 簡易式株式会社（Sociedad por Acciones Simplificada）
- (ア) 合名会社

出資者である社員は2名以上でなければならず、持分の譲渡には、他の社

員の同意が必要となる（会社法31条）。

この会社形態の利点としては、ある社員が退社する場合、他の社員の承認されない限り、その持分を他者に与えることができない点にある。専門業務を行う会社やホールディングカンパニーに適するとされている。

#### (イ) 合資会社

無限連帯責任を負う社員と有限責任を負う社員から構成される会社形態である（会社法51条）。有限責任社員は、原則として経営に関する行為を行うことができない（会社法54条）。

#### (ウ) 合同会社

合同会社とは、所有と経営の分離がなく社員たる地位が持分で表される会社形態である。社員は、2名以上50名以下であり（会社法61条）、出資の限度でしか責任を負わない有限責任である（会社法58条）。

合同会社における機関設計について、合同会社の業務は1名以上の執行役員が担当する。執行役員は、社員のほか、社員以外の者でもよいとされている（会社法74条）。監査役の設定は求められないが、定款に定めることにより、監督委員会を設置することができる（会社法84条）。

出資した資本の回収は、株式会社と比較すると持分の譲渡が難しいため、回収が容易ではない等の特徴がある。

合同会社については、第3章（会社の運営等）において、詳述する。

#### (エ) 株式会社

株式会社は、株式の払込額を限度としてのみ義務を負担する株主によって構成される会社形態である。なお、株主による払込みがなされない場合は、出資の履行または株式の売却が請求されることになる（会社法119条）。株主は、2名以上必要である（会社法89条I）。

経営は取締役が行う。取締役が1名選任される場合は、唯一代表取締役（Administrador Unico）となり、2名以上の場合は、取締役会（Consejo de Administración）が設置されることとなる。監査役は常に設置される。

株式譲渡については、定款において譲渡制限を定めない限り、自由である。

株式会社については、第3章（会社の運営等）において、詳述する。

(オ) 株式合資会社

無限責任社員と株主から構成される会社形態である（会社法207条）。株式の譲渡にあたっては、無限責任社員と株主の3分の2以上の同意が必要となる（会社法209条）。

無限責任を負う社員と有限責任を負う者（株主）から構成される点では合資会社と同義であるが、合資会社よりも、投資家が参加しやすい点が特徴である。

(カ) 協同組合

協同組合一般法（Ley General de Sociedades Cooperativas。以下、「協同組合法」という）で規定され、相互扶助の理念に基づいてつくられる組合員の目的達成のための組織である。協同組合法は、協同組合の種類として、消費者協同組合、生産者協同組合、貯蓄貸付協同組合を定めている。

(キ) 簡易式株式会社

2016年に新設された形態で、1名の株主のみでも設立可能である。社員の責任は株式の支払額に限定される。簡易株式会社には、年間の総収入の上限が定められており、この上限を超える場合、他の会社形態に変更されなければならない（会社法260条）。そのため、この会社形態を採用できるのは小規模なビジネスに限られる。なお、この上限は、毎年更新される。2023年は、678万3,425.40ペソである。

**(2) 株式会社と合同会社の比較**

先述の7つの形態のうちよく用いられるのが、責任が出資の範囲に限定される合同会社や株式会社である。

米国企業は、パススルー課税が認められるため、メキシコへの進出形態として合同会社を選択することが多い。パススルー課税とは、出資者が経営を直接行い、出資者に利益が直接帰属することから、当該組織ではなく、その出資者に対して課税が行われることをいう。所得が当該組織から出資者にパススルーされるため、このように呼ばれている。

米国内国歳入法に基づくチェックボックス機能において、メキシコの合同会社もパススルー課税の対象とされている。そのため、米国に親会社をもつ場合にはこのような米国における税務上の恩典を受けられるために、法人形

態として合同会社が選択されることも多い。

対して、日本にはそのような税務上の便益はなく、日本国内では株式会社の組織になじみがあることから、日本企業は株式会社を選択することが多い。株式会社と合同会社の主な違いは、以下のような点である。

	株式会社	合同会社
出資者の数	2名以上	2名以上50名以下
資本	株式（出資者（株主）は、1株以上の株式を保有する）	持分（出資者は、会社への出資額にかかわらず、1つの持分のみを保有する）
責任の範囲	株式の範囲	持分の範囲
資本の移転	株式は、譲渡制限がない限り、自由に移転させることができる	持分の多数を代表する出資者が持分の移転を承認することが要求される
監督機関の設置	監査役の設置は必須	監督委員会の設置は任意

### (3) 可変資本制

#### (ア) 概要

メキシコでは、定款の変更をすることなく資本の増減が可能な可変資本制(C.V.: Capital Variable)という制度が存在し、これを採用する例は多くみられる。先述の会社形態のうち、協同組合を除いたすべての会社形態で可変資本制の採用が可能である。

会社設立に際して、資本金の額に応じて登記費用を支払わなければならないが、可変資本株式会社により少額の資本金で設立し、初期の登記費用を抑え、設立後に増資を行うことが実務上行われている。

#### (イ) 可変資本制に関する法規制

##### (A) 名称

会社の商号や名称の後に、「可変資本 (de capital variable)」の語が追加される（会社法215条）。

##### (B) 資本の増減に関する条件

可変資本制を採用する会社の定款には、会社の種類に応じた規定に加えて、資本の増加および減少の条件の規定を含めなければならない（会社法

216条1段落)。

株式を発行する会社においては、定款または特別株主総会において資本の増加およびそれに応じた株式発行の形式および条件を定める。発行済みで未引受けの株式または仮株券があるときは、引受けがなされるに従って引き渡されるため、会社がこれを保管する(会社法216条2段落)。

(C) 最低資本

株式会社、合同会社、株式合資会社においては、最低資本は、定款で規定された金額を下回ることができない。合名会社および合資会社は、最低資本は当初の資本金の5分の1を下回ることができない(会社法217条)。

(4) 会社法以外の法律に基づく法人

連邦民法(Código Civil Federal)において、民事社団(S.C.: Sociedad Civil)が規定されている。民事社団は、伝統的に法律事務所や会計事務所等に多く用いられている形態である。民事社団は、商業的投機行為は行うことができないとされているが(連邦民法2688条)、商業的投機行為の範囲は明確に定義されていない。株式会社や合同会社と異なり、出資者は無限責任を負うこととなる(連邦民法2704条)。

また、証券市場法(Ley del Mercado de Valores)が、投資促進株式会社(Sociedad Anónima Promotora de Inversión)(証券市場法12条以下)、公開投資促進株式会社(SAPIB: Sociedad Anonima Promotora de Inversion Bursátil)(証券市場法19条以下)、公開株式会社(SAB: Sociedad Anonima Bursátil)(証券市場法22条以下)の存在を認めている。これらの会社においては、種類株式の柔軟な発行や、自己株式取得を認める一方、取締役会の設置の強制や、外部監査人および監査機能を担う委員会の設置が要求される等厳格な機関構成が求められる。

### 3 株主および取締役の人数等

---

以下では、日系企業が採用する割合が最も高いと考えられる株式会社について説明する。

(1) 株主の人数

株式会社の設立に必要な株主(発起人)は2名以上とされている(会社法



89条I)。

### (2) 取締役の人数等

取締役は1名以上の設置が求められる。ただし、会社法上、メキシコに住居をおいているかは問われない。

### (3) 監査役の設置

監査役は1名以上の設置が求められる。

## 4 定 款

定款の作成は設立にあたって必須である。

## 5 株式会社の設立手続

株式会社の設立手続は、おおむね以下のような流れになる。ただし、(1)~(3)また(5)および(6)の手続等は同時に並行して進められる。



### (1) 経済省への商号の使用許可

商号（社名）の候補を複数準備し、それらに優先順位を付して、経済省 (Secretaría de Economía) に許可を申請する。

明確な許可基準は明らかではないが、すでに使用されている商号と類似の商号の使用の許可を申請する場合等には、届け出た商号の候補に対し許可が下りないこともあり、商号の許可申請をやり直さなければならないことがある。

商号の末尾には、株式会社であれば「Sociedad Anónima」か「S.A.」、合同会社であれば「Sociedad Responsabilidad Limitada」か「S. de R.L.」、可変資本制を採用するのであれば「de Capital Variable」か「de C.V.」を付けるなければならない（会社法88条・59条・215条）。

### (2) 委任状の作成

メキシコ国内で公証人の前に出頭し署名ができる場合はこの手続は不要であるが、そうでない場合、発起人が(4)の会社設立公正証書手続における署名

をメキシコ居住者に委任するために委任状の作成が必要となる。

### (3) 設法定款の作成

すべての会社形態で必要となる定款の記載事項は、会社を設立する者の氏名・名称・国籍・住所、事業目的、商号、存続期間、資本金額、各株主の金銭または現物出資（価額および評価基準を含む）、会社の所在地、会社の経営方法、取締役の権限、取締役の選任および会社の署名をする者の指名、株主間の利益および損失の分配の方法、準備金額、会社が期間終了前に解散する場合に関する条項、会社の清算を行う基準および事前に指定されていない場合における清算人の選出の方法である（会社法6条）。

また、株式会社の定款においては、株式の数、額面価額、分割された株式の性質、監査役の選任、通常総会の権限およびその審議の有効性のための条件、株式の条件（無議決権・拒否権付き等の種類株）、取締役の限定責任等の記載が要求される（会社法91条）。

そのほか、外資の場合はいわゆるカルボ条項を定款に含めることを要求される。カルボ条項とは、当該会社の外国人株主等はその出資およびそれから派生する権利一切に関して内国民と同等の扱いを受けること、これに関して自国政府の保護を求めないこと、これに違反した場合には当該権利等をメキシコ国に没収されることに同意するという条項である。

### (4) 会社設立公正証書の取得

(1)～(3)の手続が終わると、公証人により会社設立公正証書（Escritura Constitutiva）が作成される。これに発起人（または代理人）が署名することより、会社設立契約（Contrato Social）の締結がなされたとして法的にメキシコにおいて会社が設立されることになる。

設立にあたって必要となる書類は、担当する公証人から指定されることにはなるが、一般的には、株主が自然人である場合には、そのパスポート（メキシコ人やメキシコ居住者の場合はこれに限定されず、写真付き身分証）、住所を証明する文書、法人である場合には、定款、代表取締役の選任がわかる書面として登記簿謄本等を用意することとなる。これらの書類のうち公証人から指定があったものおよび(2)で作成した委任状については、メキシコ国外で作成された場合はアポステイーユを取得し、スペイン語以外の言語で作成され

た場合はスペイン語に翻訳する必要がある。

### (5) 商業登記

会社設立公正証書を本店所在地の商業登記所（RPC：Registro Público de Comercio）において登記する。これにより、株主の有限責任等、会社の設立を第三者に対抗できるようになる。

### (6) 連邦納税者登録

設立会社につき、税務・財務当局で連邦納税者登録（RFC：Registro Federal de Contribuyentes。以下、「納税者登録」という）を行い、納税者番号を取得する。納税者登録は、各種行政手続、銀行口座開設を含む商取引の際にも必要となる。

### (7) 外資登録

外国投資家からの出資を受ける会社は、会社の設立または外国投資の参加の日から40営業日以内に、経済省外資局（Comisión Nacional de Inversiones Extranjeras）に対して外資登録を行わなければならない。外国投資参加の日については、設立公正証書が作成された日とされている。外資登録がなされると、それ以降は四半期報告および年次報告の提出が求められる。

### (8) その他の手続

高度電子署名取得、オフィスの賃貸借等の社屋の用意、雇用主登録、銀行口座の開設、各種業務上の届出・登録等を行う。

高度電子署名は、署名者の識別を可能にするデータと文字のセットであり、排他的な制御下で電子的手段によって作成されるものであり、税務上の申告等で使用するものである。

雇用主登録には、労働者を雇用する際の社会保険庁（IMSS：Instituto Mexicano de Seguro Social）に対する登録と外国人を雇用する際に移民庁（INM：Instituto Nacional de Migración）に対して行う登録とがある。

◎執筆者紹介◎

**TNYグループ**

堤雄史（Yuji Tsutsumi）弁護士と永田貴久（Takahisa Nagata）弁護士が設立し、2人のイニシャルより TNYと命名。現在、世界13か国15拠点（ミャンマー、タイ、マレーシア、イスラエル、エストニア、フィリピン、メキシコ、バングラデシュ、ベトナム、UAE、イギリス、インド、日本（大阪、東京、佐賀）、約80名で各国の規制に合わせた形で日系企業に対して現地の法務サービス（M&A、知財、企業法務、労務、紛争、設立、法令調査等）を提供している。

**堤 雄史**（Yuji Tsutsumi）

TNYグループ共同代表・弁護士（日本）

東京大学法科大学院卒、2010年弁護士登録（佐賀県弁護士会所属）。日本弁護士連合会国際交流委員会幹事、中小企業の国際業務の法的支援に関するワーキンググループ幹事。主にメキシコ、マレーシア、バングラデシュ等海外の企業法務、M&A、労務等を取り扱う。2020年度ジェトロ・メキシコ事務所プラットフォームコーディネーター。主な著作・論文として、『マレーシア法務』（民事法研究会）、『メキシコビジネス法講座』（MUFG Biz Buddy）等。

**永田 貴久**（Takahisa Nagata）

TNYグループ共同代表・弁護士（日本）・弁理士（日本）

大阪市立大学法科大学院卒、2010年弁護士登録（大阪弁護士会所属）。大阪弁護士会国際委員会委員。主にメキシコ、マレーシア、タイ、日本等の知財、紛争、企業法務等を取り扱う。日本貿易振興機構（JETRO）の特許庁委託事業「中南米における模倣品対策の制度および運用状況に関する調査」対応。主な著作・論文として、『マレーシア法務』（民事法研究会）、『最新不正競争関係判例と実務〔第3版〕』（大阪弁護士会友新会編）（民事法研究会）等。

**津村亜希子** (Akiko Tsumura)

TNY LEGAL MEXICO S.A.DE C.V. ジェネラルマネージャー  
九州大学法学部卒、大手物流会社・大手太陽光発電会社法務部、TNYグループの  
ミャンマーオフィスおよびタイオフィスを経て、TNYメキシコ立ち上げに携わ  
り、2019年よりメキシコ常駐。2020年度よりジェトロ・メキシコ事務所プラッ  
トフォームコーディネーター。日本貿易振興機構（JETRO）の特許庁委託事業「中  
南米における模倣品対策の制度および運用状況に関する調査」対応。主な著作・  
論文として、『メキシコビジネス法講座』（MUFGBiz Buddy）等。

## メキシコ法務

---

2023年10月20日 第1刷発行

定価 本体 4,400円 + 税

編者 TNYグループ  
著者 堤 雄史 永田貴久 津村亜希子  
発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 文唱堂印刷株式会社

---

発売所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<https://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

落丁・乱丁はおとりかえます。  
表紙デザイン：関野美香

ISBN978-4-86556-585-0 C2032 ¥4400E